

令和 2 年 3 月 6 日

土木部施設保全課

## 江東区区民農園条例の一部を改正する条例

### 1 改正理由

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、「障害者文化芸術活動推進法」の成立を踏まえ、施設種別ごとに異なる障害者への免除規定の統一を図るため、江東区区民農園条例の一部を改正するものである。

### 2 改正概要

江東区夢の島区民農園利用者が駐車場を利用するとき、区長が相当の理由があると認める場合は、駐車場使用料の全部を免除することができる規定を追加する。

### 3 改正内容

新旧対照表のとおり

### 4 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

江東区区民農園条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第10条～第12条 (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第13条 利用者は農園の利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。第10条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>第14条～第17条 (略)</p> <p>(指定管理者による利用の承認等)</p> <p>第18条 指定管理者が農園の管理を行う場合における第2条、第3条及び第5条から第10条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「区長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て」と、第5条第1項、第6条及び第7条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第1に定める使用料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「農園の使用料」とあるのは「農園の利用料金」と、「別表第1に定める使用料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額」と、同条第</p>	<p>第1条～第9条 (略)</p> <p>(<u>駐車場使用料の免除</u>)</p> <p>第10条 <u>区長は、相当の理由があるとき認めるときは、第8条第3項に規定する駐車場使用料の全部を免除することができる。</u></p> <p>第11条～第13条 (略)</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第14条 利用者は農園の利用を終了したときは、原状に回復しなければならない。第11条第1項の規定により利用の承認を取り消されたときも、同様とする。</p> <p>第15条～第18条 (略)</p> <p>(指定管理者による利用の承認等)</p> <p>第19条 指定管理者が農園の管理を行う場合における第2条、第3条及び第5条から第11条までの規定の適用については、第2条第2項及び第3条第2項中「区長は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、区長の承認を得て」と、第5条第1項、第6条及び第7条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第8条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項中「別表第1に定める使用料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額の利用料金」と、同条第2項中「農園の使用料」とあるのは「農園の利用料金」と、「別表第1に定める使用料」とあるのは「別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額」と、同条第</p>

3 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 2 のとおり」とあるのは「別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額」と、第 9 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条第 1 項各号列記以外の部分中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「制限することができる」とあるのは「制限することができる」とあるのは「制限することができる。この場合において、指定管理者は、速やかに区長に報告しなければならない」と、同項第 4 号中「規定に違反したとき」とあるのは「規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき」と、同条第 2 項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「停止することができる」とあるのは「停止することができる。この場合において、指定管理者は、速やかに区長に報告しなければならない」とする。

第 19 条 (略)

別表第 1・別表第 2 (略)

3 項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「別表第 2 のとおり」とあるのは「別表第 2 に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定める額」と、第 9 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「区長」とあるのは「指定管理者」と、第 10 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 11 条第 1 項各号列記以外の部分中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「制限することができる」とあるのは「制限することができる」とあるのは「制限することができる。この場合において、指定管理者は、速やかに区長に報告しなければならない」と、同項第 4 号中「規定に違反したとき」とあるのは「規定に違反し、又は指定管理者の指示に従わないとき」と、同条第 2 項中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「停止することができる」とあるのは「停止することができる。この場合において、指定管理者は、速やかに区長に報告しなければならない」とする。

第 20 条 (略)

別表第 1・別表第 2 (略)

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。